をさぐる

のように運営されているのかまとめました。から2年が経過したいま、書面添付制度がどもある「書面添付制度」。新指針が出されて付した場合には、税務調査が省略されること税務申告書の作成に際して、一定の書面を添

蛭型

田昭史

規定されている制度です。書面添付制度とは、税理士法に

当局は、書面添付されている申告書を作成した際に、その内容中告書を作成した際に、その内容について計算・整理・相談に応じた事項を記載する書面を申告書に添付することができる」(計算事添付)という33条の2と、「税務工は、税務

務調査を行なう際は、税務調査の 務調査を行なう際は、税務調査の を前に、書面添付を行なった税理 る前に、書面添付を行なった税理 をでいて書面の内容)について意 が付した書面の内容)について意 見を聴取(事前通知前の意見聴取 見を聴取(事前通知前の意見聴取 見を聴取(事が通知前の意見聴取 見を聴取(事が通知前の意見聴取

もともとあった33条の2の「計算事項、審査事項等を記載した書質の添付」に加え、平成13年の税面の添付」に加え、平成13年の税理士法改正により、35条「意見の理士法改正により、35条「意見の平成14年4月1日からスタートし平成14年4月1日からスタートし平成14年4月1日からスタートし平成14年4月1日からスタートし

発展書面添付制度の

ました。 新たにスタートした書面添付割度でしたが、その後の書面添付割度でしたが、その後の書面添付割度でしたが、その後の書面添付割

この状況を鑑み、日本税理士会

ました。
ました。
ました。
は、書面添付制度の普及・定着に関する要望書を提出し及・定着に関する要望書を提出し

その結果、平成21年4月に国税たっての基本的な考え方及び事務たっての基本的な考え方及び事務が公表され、日税連によって、「書が公表され、日税連によって、「書面添付作成基準(指針)」が制定されたのです。

面添付を行なっています。らの「指針」の双方を考慮し、書らの「指針」の双方を考慮し、書「事務運営指針」と、税理士側か現在、税理士はこの国側からの

添付制度の普及と定着を促進する国税庁の事務運営指針は、書面

国税庁による「事務運営指針」 図表 1

- ①事前通知前の意見聴取を行なった結果、調査の必要がないと 認められる場合は税務調査を省略する
- ②添付されている書面により、税務調査の対象となるか否かの 判断材料とされる。つまり、良質な書面が添付されている場 合は、調査の対象からはずす
- ③書面を添付してはいるが、内容が伴っていない(所定の事項 が記載されていない)ものについては、書面添付を行なった ものとみなさない

く活動を続けている状況です。

書面添付の リットとデメリット

表 1_{)。}

方、

日税連の指針には、

国税

良

明

確に3点、

規定しています

図

面添付制度の効果をより

ットとデメリットをみていきまし では次に、 面添付制 度 0 メリ

質な書面」を目指すための具体的 庁の事務運営指針を受けての

な添付書面の作成基準が、

各税目

かつ各項目ごとに具体的に

ょ

【メリッ

融資を受ける際、 優遇される

われるケースがあります。 金利や返済期間の優遇措置が行 金融機関から融資を受ける際

どでは書面添付制度を定着させる ですが、税理士会や税理士団 けで定着したとはいいがたい水準 付割合は、

0・5%増となっただ

示されています。

平成21年4月の指針公表後

の添

して一定の優遇措置を行なうこと よって一定の保証が加味される かし、そこに税理士の添付書面 信用力が高いとはいえません。 受けていないので、そのままでは あります。 中小企業の決算書は会計監査 金融機関もその真実性を考慮

事務手数料無料などの特典があ 利引下げ措置、 添付ローンでは、 たとえば、 あるメガバンクの書 返済期間の延長 0 25%の金

)経営助言に活用できる

これは、 の大きく増減したもの、 添付書 という項目があります。 一面には、「顕著な増 前期に比べて資産や負 売上や 減 事

IJ

)税務調査の省略

すし、 はありません。これは税理士とて るのは最小限にとどめたいもので 営者にとって貴重な時間を割かれ わしいものです。 税務調査は、 税務調査がないに越したこと 経理担当者の負担も考えれ 何度体験しても煩 何より多忙な経

と考えるのが当然でしょう。 ば、それ以上のメリットはない 申告や書面添付を行なった結

n

企業にとって好ましくない情報 も開示されてしまう

【デメリット

の結果、 とになります。しかし、情報開示、 容を記載することになります。こ 書では把握できない企業の経営内 材料であっても、 書面添付を行なうことで、 ーションシップ・バンキング 企業にとって好ましくな 開示されるこ 申告

載する項目です。 経費項目について著しい変動 ったものを列挙し、 その理由を記 があ が

だけでなく財務状態の変化に留意 ますし、税理士側でも企業の税務 することになります。 務内容の変化に気づくことになり これにより、 経営者も自 社 0) 团

同じことです。 税務調査が省略されるのであ

> まかせることはできません。 なる事務処理のすべてを税理士に 事務作業の負担が増える 書面添付を行なう際は、必 一要と

画 間 ります。この事務作業を行なう手 と解釈できるかもしれません。 れるのであれば、これをメリッ をきちんと整備しておく必要があ 自社の申告内容の根拠となる書類 [がデメリットといえますが、 書面添付制度に沿った形式で、 事務の効率化・簡素化が図ら 書 類の 整備がなされること

進んで行なうべき制度であると えるでしょう。 らの信用度アップを考慮すれ し、企業側のメリットと顧問先か ることはデメリットです。 ●税理士にとっても負担が増える 税理士側としても、 負担が増え しか ば、

をしたうえでの顧問契約の なっている事務所かどうかの確認 ある経営者から、 最近では、 制 度につい 書面添付を行 ての 依 が頼を 知

に処理するかが明確になっていれ 象を与えることができます。 しくない材料に対して、 と考えてよいでしょう。 ってのデメリットはほとんどない 叫ばれる昨今では、 金融機関などに対しても好印 企業側 どのよう その好ま にと

税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置づけ 図表2

税務署が税務調査を行なう法人を選択

書面添付されている場合、その書面の

内容を吟味

内容が伴っている添付書面の場合

意見聴取する旨を税理士へ連絡

意見聴取を行なう

(意見聴取の結果)

税務当局から税理士へ「調査に移

良好な書面に該当すれば調査省

略通知が税理士に送付される

行しない」旨の連絡

種類と流り れの

受けるケースもあります。

は、 査

納税者と顧問税理士に税務

調

一を行なう旨を連絡しますが、

見聴取 見 聴 般 務 署が 的に世 取 をい とは、 税 います。 化務調 間 で認知され 事 査 前 を 通 行 知前 なう 7 いる 0 意 際

書面添付されていない場合

内容が伴っていない添付書面の場合

事前通知

税務調査

良好な書面に該当しない場合

は、口頭(電話)による連絡

取 段階 が提の (を聞くことです(図表2参照) を行なう旨 とは まり、 もと、 税理士に質問 事 路調査を行なうと 。 の 前通. 事前 連絡 知前 通知 を をして意 0) 行なう前 (税務調 の意見聴

行為を事前通知といい ・ます。

なうこともあります。 場合などは、 な場合や、 遠隔地に所在していて来署が困 なくとも電話での意見聴取で済 査の件数のノ 向にあるようです。 いて行なわれますが、 意見聴取は、 充実させておけば、 添付書面の 申告内容が簡素である 電話で意見聴取を行 ĺ 内容をきちんと網 税理士が税務署に マ増を反映 最近の税務 遠隔地 税理士が して

(つまり意 くま なう旨の連絡 された場合は、 査を行なわない (法人) 調查省略通 反対に、 士に郵送されます。 なお 調査が省略される場合には、 と税理 正申告書が提出され 意見聴取が行なわ 知 (事前通知) 士へ 旨の が税務署から 税務調 連絡の

載され される「 規定される「税務代理権限証書」 は、 意見聴取 見聴取を行なう旨を税理士に連絡 いることが条件になります。 します。 士法30条に規定する 証書 提出と税理士法33条の2に規定 たい1~ 税務署が、 |類としては税理士法30条に 7 書面」 いる税理士に対して、 つまり、 の前提を満たすために 2週間 わ 事 ゆる委任状)」 を併せて提出 前 前までに、 通知予定日 事前 税務代理権 通知前 に記 して 0 意 だ 理

文

書 調

税

席は とになります。 れた権利であるため、 見聴取 認められていませ 0) 税理士が意見陳述を行なうこ の制 書面添付 度 の制度 は税理士に与えら ٨ 経営者の同 あ

意見を述べるといっても、

実際

国税通則法65条の5

の規 たと

者の代 といった具合です。 う形式になります。 5 0 の質問に税理 意見聴取の わりに税務調 場 士が回答すると 面 は、 査に対応する ゎ 税務職 ば、 員

質問に回答しますが、 内容やその根拠資料の確認が主な を行なった場合に調べるであろう 資料を提示します。 資料がない場 ては会計処理の根拠資料を提 て回答を行ないます。 税理 税務署からの質問は、 士は、 税務署担当者か で合は、 後 税理 日その 場合によっ 税務 士 根 調 側 5 示 杳. 拠

税務調査が省略されます。 って確認が十分になされた場 ものです。 したがって、 この意見聴取によ 合

[査に移行する必要があると判 務調査へと移行します。 意見聴取の結果、 税務署から納 置を行 れ が 税者 なさ 税 そ 務

1つといえるでしょう。れも、書面添付制度のメリットのされないこととなっています。こだにより、原則として加算税は課

省略された事例

感しています。 として税務調査が不要になると実 では資料の確認だけとなり、 と記載していれば、意見聴取の場 容などの書面添付の記載内容とし 用科目の金額の増減理由やその内 把握し経営者に報告と確認を行な きちんと確認すべき項目を確認 て規定されている項目)をきちん 会いましたが、 私自身、 申告書には税務署が知りたい 毎月または四半期での業績を (売上の増減理由、 何度か意見聴取に立ち 毎月の巡回監査で 収益・費 結果

載されていれば質問は特にありま書面にこれらの項目が漏れなく記や経理の処理手順などです。添付や経理の処理手順などです。添付やのいての項目、実際のお金の動きいての項目、経営者に対する聞き

る制度であると考えます。のこれらの内容を把握できていれに回答できるのです。書面添付制に回答できるのです。書面添付制は、社長になり代わって税務当局が、社長になり税理士が顧問先企業

そして2つ目は、書類調査で総 そして2つ目は、書類調査で総 とます。

意見聴取の際にも資料の提出を取簿、その他領収書などです。料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種請求書、人件費の源泉徴料、各種財産を受ける。

面で、 書面の内容が充実していれば、 内容をカバーするものです。 るケースがほとんどです。 戻りファクシミリか郵送で対応す の場に持参していればそこで提示 資料の提出だけとなり、 見聴取の際に求められるのは原始 めることで、 税務調査の聞き取り部分は添付書 いいかえれば、意見聴取制度は、 持参していなければ事務所に 書類調査は書類の提出を求 税務署側の知りたい 意見聴取 添付 意

化が図れることになります。

また最近では、隣接の所轄税務署であったにもかかわらず、電話での意見聴取と人件費の資料(源泉徴収簿)のファクシミリ送信で泉徴収簿)のファクシミリ送信で泉であったにもかかわらず、電話

った時間は正味30分ほどです。このとき、私が意見聴取に携わ

留意点制度を利用する際の

要があります。

「派付書面の様式は、財務省令で定められており、計算・整理した定められており、計算・整理した定められており、計算・整理した。

記載スペースには限りがあるため、効率よく記載する必要があるめ、効率よく記載する必要があるかではくわしく記載する等の配っいてはくわしく記載する等の配慮が求められます。

トは、以下のとおりです。 添付書面を作成する際のポイン

載する
て、どのように確認したのか記いて、どのように確認したのか記いて、どの書類や帳簿に基づいいて、との書類や帳簿に基づいいて、との書類を表すした。

前年(度)と比較して顕著な増

税務行政の効率化・

簡素

たのか記載するて、どのような理由から増減して、どのような理由から増減し

・会計処理方法に変更したのか記からどのように変更したのか記

や効果、経理内容の変更などが 務を行なった場合には、 顕著な変化やその理由、 記載する必要があります。 あろう内容については、 相談に応じた事項について、 特に、税務署側が確認したい をしたのか記載する のような相談があり、 してどのような指導または確認 その項目 新たな業 重点的に それに対 業績 سلح 0

守の姿勢が好印象を与えます。のは当然ですが、経営者の法令遵としては、脱税志向や粉飾がないとしては、脱税市のや粉飾がない。

要です。

「書面添付を行なえば税務調査 では、実際に税務調査に至ってし まった際にトラブルが発生する恐 れがあります。書面添付を行なう 際は、企業側もこの制度の趣旨を 除は、企業側もこの制度の趣旨を にあたって税理士に協力する姿勢